

別 表

①定款に掲げる事業名	②助成事業の名称	③助成の対象となる事業	④助成対象団体	⑤助成の対象となる経費の内容	⑥助成金の額及び限度額	⑦推薦団体
地域文化の振興、並びに青少年等の人材育成に関する事業	市民文化団体等活動助成事業	(1) 市民文化団体の活動に関する事業	市民文化団体	①活動成果の発表事業費 ②出版・製作事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 地方自治体・教育委員会 ・ (一社) 福井県文化協議会または市町文化協議会(協会)
		(2) 各種団体(サークル)活動に関する事業	各種団体(サークル)	①活動成果の発表事業費 ②展示、出版事業費 ③年間活動事業費	必要経費の1/3以内 限度額 10万円	・ 地方自治体・教育委員会 ・ (一社) 福井県文化協議会または市町文化協議会(協会)
	国際文化交流助成事業	(1) 海外との芸術文化の交流に関する事業	左の事業を行う団体	①芸術文化の交流事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 地方自治体・教育委員会 ・ (一社) 福井県文化協議会
		(2) 国際文化交流団体の活動に関する事業	左の事業を行う団体	①年間活動事業費 ②国際文化の交流事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 地方自治体 ・ 福井県国際交流協会
	文化のまちづくり助成事業	(1) 地域文化の醸成・継承活動に関する事業	左の事業を行う団体	①文化・芸術教室開催事業費 ②まちづくり啓発事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 地方自治体・教育委員会 ・ (一社) 福井県文化協議会
				③広域的まちづくりのための文化遺産等の研究活動事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 福井県教育委員会 ・ 広域行政事務組合
				④記念誌等の出版事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 地方自治体・教育委員会 ・ (一社) 福井県文化協議会
	ボランティア団体活動助成事業	(1) ボランティア団体等の活動に関する事業	ボランティア団体	①年間活動事業費 ②展示、出版事業費	必要経費の1/3以内 限度額 10万円	・ 地方自治体 ・ 各社会福祉協議会
	市民参加型芸術文化助成事業	(1) 市民芸術文化団体の活動に関する事業	市民芸術文化団体	①公演等の開催事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 教育委員会 ・ (一社) 福井県文化協議会
	新人芸術家育成事業	(1) 福井県出身・在住の新人芸術家の創作、発表活動に関する事業	左の事業を行う後援団体又は個人	①創作・発表活動の事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 在籍大学の責任者又は師事する指導者及び福井地域の関係団体
郷土の歴史、文化の保存・伝承活動助成事業	(1) 伝統芸能・伝統行事(無形民俗文化財)の保存と後継者の育成に関する事業	無形民俗文化財の保存団体(国、県、市町指定)	①保存行事に要する事業費 ②後継者育成事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 教育委員会 ・ 福井県無形民俗文化財保護協議会	
			(2) 郷土史の研究活動及び文化遺産の伝承事業	左の事業を行う団体	①啓発事業費 ②展示・出版事業費 ③文化遺産の周辺整備事業費 ④運営活動事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円
「ふれあい」及び「ゆとり」の創造に関する事業	芸術公演助成事業	(1) 優れた芸術公演、展示の開催に関する事業	左の事業を行う団体	①公演、展示開催事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 地方自治体・教育委員会 ・ (一社) 福井県文化協議会
	環境保全等地域づくり助成事業	(1) 環境保全実践団体の活動に関する事業	環境保全実践団体	①環境保全啓発事業費 ②環境保全実践事業費	必要経費の1/3以内 限度額 20万円	・ 地方自治体

* 助成金の額は、当財団の「助成事業取扱規程」第6条2項の規定により、必要経費(人件費、恒常的経費等を除く)から補助金、入場料等を控除した額の1/3で、かつ各事業の限度額以内で算定します。
* 福井県市町文協選抜美術展及び芸能祭においては、限度額を30万円とする。